

# 知的財産政策

## 第9回

令和2年6月5日(金)

加藤 浩

[katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp](mailto:katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp)

# 地域政策と知的財産権

第1部. 地域政策と知的財産

第2部. クラスタ—理論

# 第1部

## 地域政策と知的財産

# 知的財産基本法

## ●知的財産基本法第6条 (地方公共団体の責務)

2002年

地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し。国との適切な役割分担を踏まえて、**その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し及び実施する責務を有する。**

# 地方の知的財産戦略

広域関東圏知的財産戦略本部  
「広域関東圏知的財産戦略推進計画」

北海道知的財産戦略本部  
「北海道知的財産戦略推進方策」

近畿知財戦略本部  
「近畿知財戦略推進計画2006」

東北地域知財戦略本部  
「東北地域知財戦略推進計画」

中国地域知的財産戦略推進本部  
「中国地域知的財産推進行動計画」

中部知的財産戦略本部  
「中部知的財産戦略推進計画」

四国地域知的財産戦略本部  
「四国地域知的財産戦略推進計画」

九州知的財産戦略協議会  
「九州知的財産推進計画」

沖縄地域知的財産戦略本部  
「沖縄地域知的財産推進計画」

# 都道府県の知的財産戦略

○策定済22都道府県、策定予定15県

策定予定

- 岩手県 ○神奈川県 ○新潟県 ○富山県 ○長野県
- 滋賀県 ○奈良県 ○和歌山県 ○徳島県 ○愛媛県
- 高知県 ○佐賀県 ○宮崎県 ○鹿児島県 ○沖縄県

(06年7月内閣官房調べ)

**石川県**

◆石川県知的財産活用プログラム  
(2006年1月)

**大阪府**

◆大阪府知的財産戦略指針  
(2004年2月)

**鳥取県**

◆とっとり知的財産活用プラン  
(2006年3月)  
※鳥取県知的財産の創造等に関する  
基本条例 (2006年4月)

**島根県**

◆島根県知的財産活用戦略  
(2003年3月)

**群馬県**

◆ぐんま知的財産戦略  
(2005年3月)

**山梨県**

◆やまなし知的財産戦略  
(2006年2月)

**秋田県**

◆秋田県知的財産戦略  
(2004年3月)

**北海道**

◆北海道知的財産戦略推進方策  
(2004年6月)

**青森県**

◆青森県知的創造サイクル推進方策  
(2006年3月)

**宮城県**

◆みやぎ知的財産活用推進方策  
(2006年3月)

**福島県**

◆うつくしま、ふくしま知的財産戦略  
(2005年2月)

**栃木県**

◆とちぎ知的財産活性化推進方策 (2005年3月)

**茨城県**

◆いばらぎ知的財産戦略 (2005年2月)

**千葉県**

◆千葉県知的財産戦略  
(2006年3月)

**埼玉県**

◆埼玉県知的財産戦略 (2005年3月)

**福井県**

◆福井県知的財産活用プログラム  
(2005年3月)

**東京都**

◆中小企業の知的財産活用のための東京戦略  
(2003年8月)

**福岡県**

◆福岡県農産物知的財産戦略  
(2003年3月)

**大分県**

◆大分県知的財産活性化指針  
(2006年2月)

**愛知県**

◆あいち知的財産創造プラン (2004年3月)

**長崎県**

◆長崎県知的財産戦略 (2005年3月)

**三重県**

◆三重県知的財産戦略ビジョン  
(2006年3月)

策定済

策定中  
策定予定

# 地域・知的財産戦略

➤平成15年3月

福岡県農産物知的財産戦略

➤平成15年3月

島根県知的財産活用戦略

➤平成16年4月

秋田県知的財産戦略

➤平成17年2月

うつくしま、ふくしま知的財産戦略

……すべての都道府県へ 7

# 群馬県



Gunma Prefecture  
群馬県

ぐんまちゃんモードへ



検索

ぐんまの魅力  
観光

健康・福祉

子育て・教育  
文化・スポーツ

くらし・環境

防災  
消費者・食品

現在の位置：[トップページ](#) > [しごと・産業・農林・土木](#) > [商工業・経営支援](#) > [商工業関係の計画・調査等](#) > [ぐんま知的](#)

緊急情報

知事から県民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症に係る対応について）

関連ページ

商工業関係の計画・調査等

経営環境の変化による影響調査

ぐんま知的財産戦略

ぐんま知的財産戦略

「ぐんま知的財産戦略」の策定

# 愛知県



利用について 読み上げ・ふりがな 背景色  白  黒  青 文字サイズ 標準

組織でさがす >

カレンダーでさがす >

目的でさがす >

Google Custom Search 検

ホーム 暮らし・安全・環境 観光・文化・スポーツ 健康・福祉 教育・子育て しごと・産業 県政情報

現在地 [ホーム](#) > あいちの知的財産戦略

## あいちの知的財産戦略



あいち科学技術・知的財産アクションプラン2016-2020

▶ [あいち科学技術・知的財産アクションプラン2016-2020](#)

イノベーションの推進と知的財産の創出・集積・活用の「好循環」を通じて、「産業首都あいち」の実現に向けた「イノベーションあいち」を推進するため、様々な取組を行っています。

あいちの知的財産戦略

# 知的財産・基本条例

- 平成18年4月  
鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例
- 平成21年3月  
青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例
- 平成21年4月  
佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

# 鳥取県

## 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例(本文)

### 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 県の責務及び関係機関の取組（第4条－第12条）

第3章 職務発明等の取扱い（第13条－第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本県における知的財産の創造、保護及び活用（以下「知的財産の創造等」という。）が本県の産業活動及び県民生活において果たす役割の重要性にかんがみ、「知の地域」

づくりの一翼を担う知的財産の創造等に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標の達成に資するための施策に関し基本となるべき事項を定め、及び職員が行う職務発明等に関し必要な事項を定めるものとする。

# 佐賀県

## 佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

平成二十一年三月二十五日

佐賀県条例第七号

佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例をここに公布する。

## 佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

(目的)

**第一条** この条例は、本県の将来にわたる発展の一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用（以下「知的財産の創造等」という。）に関する基本理念を定め、並びに県、市町、大学等、事業者及び県民の責務を明らかにすることにより、経済、文化その他あらゆる分野における知的活動を推進し、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

# 知的財産政策の変化

- 知的財産基本法が2002年11月に施行された。 **国家政策**
- 知的財産戦略本部(内閣)が2003年3月に設置された。
- 知的財産推進計画が2003年7月から毎年、策定されている。



- 知的財産に関する基本条例(都道府県) **地域政策**
- 地域知的財産戦略本部(地方、都道府県)
- 地域知的財産戦略(地方、都道府県)

# 論点

- 日本では、「知的財産基本法」が2002年11月に施行され、「知的財産戦略本部」が2003年3月に設置され、「知的財産推進計画」が2003年7月から毎年、策定されている。
- このような**トップダウン型**の知的財産政策は、縦割り行政への対抗策として重要な役割を担ってきた。
- しかしながら、地域の特色を生かした地域政策を行うためには、**ボトムアップ型**の視点も必要である。
- こうして、2003年以降、地域において、「知的財産・基本条例」が施行され、「地域・知的財産戦略本部」が設置され、「地域・知的財産戦略」が定期的に策定されている。

# 地域ブランドの保護

# 地域ブランド

- ブランド化した製品の中には、**産地の諸条件と密接**に結び付き、**高い社会的評価**を得たものが多い。その結果、**価格**に影響がみられるものも多い。

品名	歴史	商品の特性	価格
夕張メロン	大正12～13年頃から栽培。現在の品種(夕張キング)の作出以降も40年以上の歴史。	ネット系メロンであり、果肉色はサーモンピンク。香り、甘さ、舌触りの官能的な特性は秀逸とされる。	875円/kg (一般品の約2.2倍)
吉野葛	江戸時代以来約400年の歴史。	乾燥品は純白であり、水で戻した際のコシ、粘り、透明感が高い。	540～620円/100g(小売) (一般品の約1.2倍)
紀州備長炭	元禄年間に紀州田辺城下の木炭問屋が江戸に売り出す際に備長炭と命名して以降著名化。	樹齢30年以上のウバメガシから製造され、火持ちがよく、火加減の調整が容易。特に調理用燃料として高い評価がある。	6,500～7,000円/箱(15kg) (一般品の約1.9～2.0倍)
三輪素麺	1717年にそうめん座が開かれ、1850年には三輪素麺の製造業者が存在。	歯触りや喉ごしの良さを生む麺の細さ、コシの強さを有する。刃物を使わずに手延べにより麺を細くする独特の製麺方法。	9,800円/箱(18kg) (一般品の約1.2倍)

# 地域団体商標制度

- 平成18年4月1日、商標法改正により、**地域団体商標制度**が施行され、**商標法**による地域ブランドの保護が始まった。
- **広く商品・役務**が保護対象となる。保護期間は、登録から10年。(更新可能)

特許庁

## 【事例】

(1) **地域の名称**＋商品の**普通名称**

例：○○りんご、○○みかん、○○メロン、○○いちご

(2) **地域の名称**＋商品の**慣用名称**

例：○○焼、○○紬、○○織、○○塗、○○彫

# 地域団体商標制度

3つのメリット

## その1 法的効果

### 他者への権利行使(攻撃・防御)

他者が不正に地域団体商標を使用する場合、民事・刑事の両面から対抗することができる。

### ライセンス契約

他者に地域団体商標の使用を許諾することで、ビジネスの幅を広げることができる。

# 地域団体商標制度

## その2 差別化効果

3つのメリット

### 取引信用度、商品・サービスのブランド力の増大

地域の名物として国に保護されている点、お墨付きをもらったという点をアピールすることで、取引の際の信用力の増大や商品・サービスのブランド力の増大につなげることができる。

## その3 その他の効果

### 組織強化、ブランドに対する自負の形成

地域団体商標をその団体に独占的に使用することにより、組合員の増加や、ブランドに対する自負が形成される。

# 登録事例

## 津軽の桃

津軽みらい農業協同組合

▶P10へ

## 豊川いなり寿司

特定非営利活動法人みんなで豊川市を盛りあげ隊

▶P12へ

## 京鹿の子絞

京鹿の子絞振興協同組合・京都絞工業協同組合

▶P14へ

### 京鹿の子絞

京鹿の子絞振興協同組合・  
京都絞工業協同組合

### 津軽の桃

津軽みらい農業協同組合

### 豊川いなり寿司

特定非営利活動法人  
みんなで豊川市を盛りあげ隊

### 石州瓦

石州瓦工業組合

### 小石原焼

小石原焼陶器協同組合

### 沖縄黒糖

沖縄黒糖砂糖協同組合

伝統産業のブランド化と  
海外展開を促進!

伝統的工芸品の  
「小石原焼」を再定義!

競合品との差別化で、  
生産者の暮らしを守る!

## 石州瓦

## 小石原焼

## 沖縄黒糖

# 津軽の桃



「津軽の桃」による  
地域活性化の取り組み

## STEP 1 地域全体で 桃の生産を開始

台風による被害を機に、平川地区  
全体のリンゴ農家で本格的に桃の  
生産を開始。



特許庁「地域団体商標ガイドブック2019」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html>

## STEP 2 ブランド名決定& 通常商標登録

弘前地区の農業協同組合と調整  
のうえ、平川地区が「津軽の桃」  
のブランド名を使用することが  
決定(弘前地区のブランド名は  
「北の桃」)。2014年1月、ロゴ  
マークの通常商標登録を完了。



## STEP 3 幅広い商品化を 展開

生果だけでなく加工品も開発  
することで、通年での収益確保  
も実現。



## STEP 4 地域団体商標に 登録

ブランド価値をさらに高めて生産  
農家の収益向上などを図るべく、  
地域団体商標取得を目指す。  
積極的なPR活動の末、2016年  
7月に登録完了。



# 京鹿の子絞



「京鹿の子絞」による  
他ブランドとのコラボ

## STEP 1 地域団体商標に 登録

2007年、地域団体商標に登録したことで、「京鹿の子絞」の対象となる素材の自由度が拡大。



特許庁「地域団体商標ガイドブック2019」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html>

## STEP 2 黒谷和紙とコラボ

2014年、京都府が京鹿の子絞振興協同組合と黒谷和紙協同組合を引き合わせ、双方の協働による商品開発が始動。その第一弾として名刺入れや灯りを商品化。



## STEP 3 展示販売会にコラボで出展

2018年3月の展示販売会には黒谷和紙協同組合も参加し、実演販売を実施。2019年3月にも出展予定。



# 地理的表示保護制度

- 平成27年6月1日より、農林水産省により、「**地理的表示保護制度**」が施行され、**GIマーク**による地域ブランドの保護が導入された。



農林水産省

GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

# 地理的表示保護制度

1. **産地と結び付いた品質**について、国のお墨付きが得られる。  
保護の対象は、**農林水産物・食品等**。
2. GIマークが使用可能となる。  
(海外でも真の日本の特産品として差別化される。)
3. 地理的表示の不正使用は**国が取り締まる**ことができる。



# 初期の登録例

登録番号	名称*	写真	特定農林水産物等の区分	特定農林水産物等の生産地	登録日
1	あおもりカシス 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【製品紹介】		第3類 果実類 すぐり類	東青地域(青森県青森市、青森県東津軽郡平内町、青森県東津軽郡今別町、青森県東津軽郡蓬田村、青森県東津軽郡外ヶ浜町)	平成27年 12月22日
2	但馬牛 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【製品紹介】		第2類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県内	平成27年 12月22日
3	神戸ビーフ 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【製品紹介】		第2類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県内	平成27年 12月22日
4	夕張メロン 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【製品紹介】		第2類 野菜類 メロン	北海道夕張市	平成27年 12月22日
5	八女伝統本玉露 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【製品紹介】		第32類 酒類以外の飲料等類 茶葉（生のものを除く。）	福岡県内	平成27年 12月22日

# 最近の登録例

登録番号	名称*	写真	特定農林水産物等の区分	特定農林水産物等の生産地	登録日
91	三瓶そば 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【産品紹介】		第1類 農産物類 穀物類（そば）	島根県大田市三瓶町及び山口市	令和2年 3月30日
92	檜山海参 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【産品紹介】		第7類 水産加工品類 加工魚介類（干しなまこ）	北海道久遠郡せたな町、二世郡八雲町、爾志郡乙部町、檜山郡江差町及び上ノ国町、奥尻郡奥尻町	令和2年 3月30日
93	大竹いちじく 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【産品紹介】		第1類 農産物類 果実類（いちじく）	秋田県にかほ市	令和2年 3月30日
94	八代特産晩白柚 【登録簿、明細書、生産行程管理業務規程】 【産品紹介】		第1類 農産物類 果実類（晩白柚）	熊本県八代市、熊本県八代郡氷川町	令和2年 3月30日

# 比較

	地理的表示	地域団体商標
設定登録	農水省への登録要	特許庁への登録要
登録主体	生産者団体	事業協同組合等 (今回の法改正で拡大)
対象	農林水産物、飲食品 (酒、医薬・化粧品を除く)	商品又は役務
標章形式	地理的表示 (生産地と特性を特定できる 名称の表示)	「地域名＋商品名」等の 商標
権利内容	地理的表示を付すること	商標の使用
権利行使	原則農水大臣命令による (違反に対して刑事罰) (＋損害賠償請求)	民事差し止め・損害賠償 請求＋刑事罰

# 論点

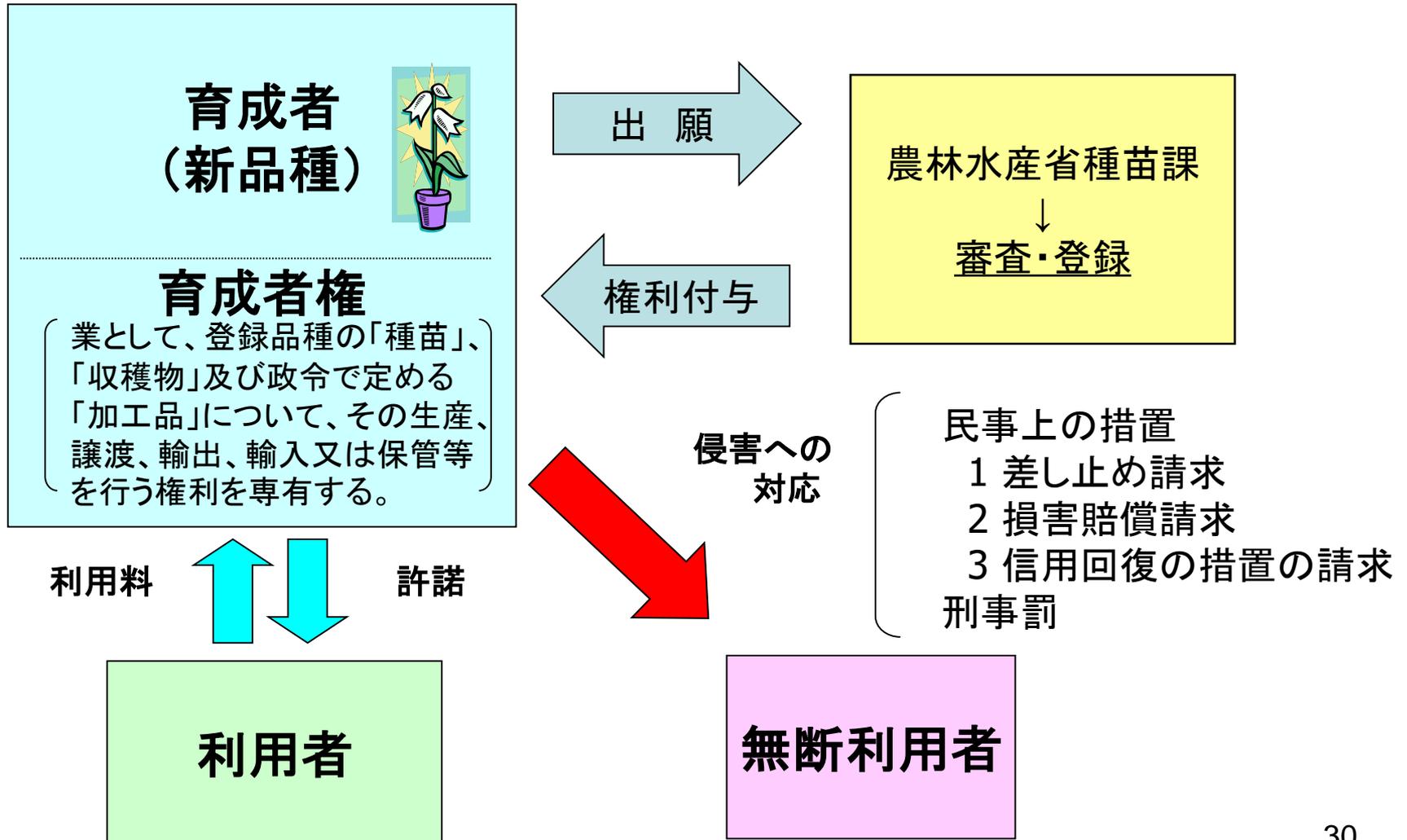
- 従来は、地域ブランドの保護が十分ではなく、地域ブランドの模倣が問題とされていた。(地域ブランドのコモンズ)
- 平成18年4月1日、商標法改正により、地域団体商標制度が施行され、商標法による地域ブランドの保護が始まった。
- その後、地域ブランドの保護の向上に向けて、平成27年6月1日、農林水産省により、「地理的表示保護制度」が施行され、GIマークによる地域ブランドの保護が導入された。
- 現在では、2つの制度により、地域ブランドの保護について、遜色のない十分な対応が行われている。

# 植物品種の保護

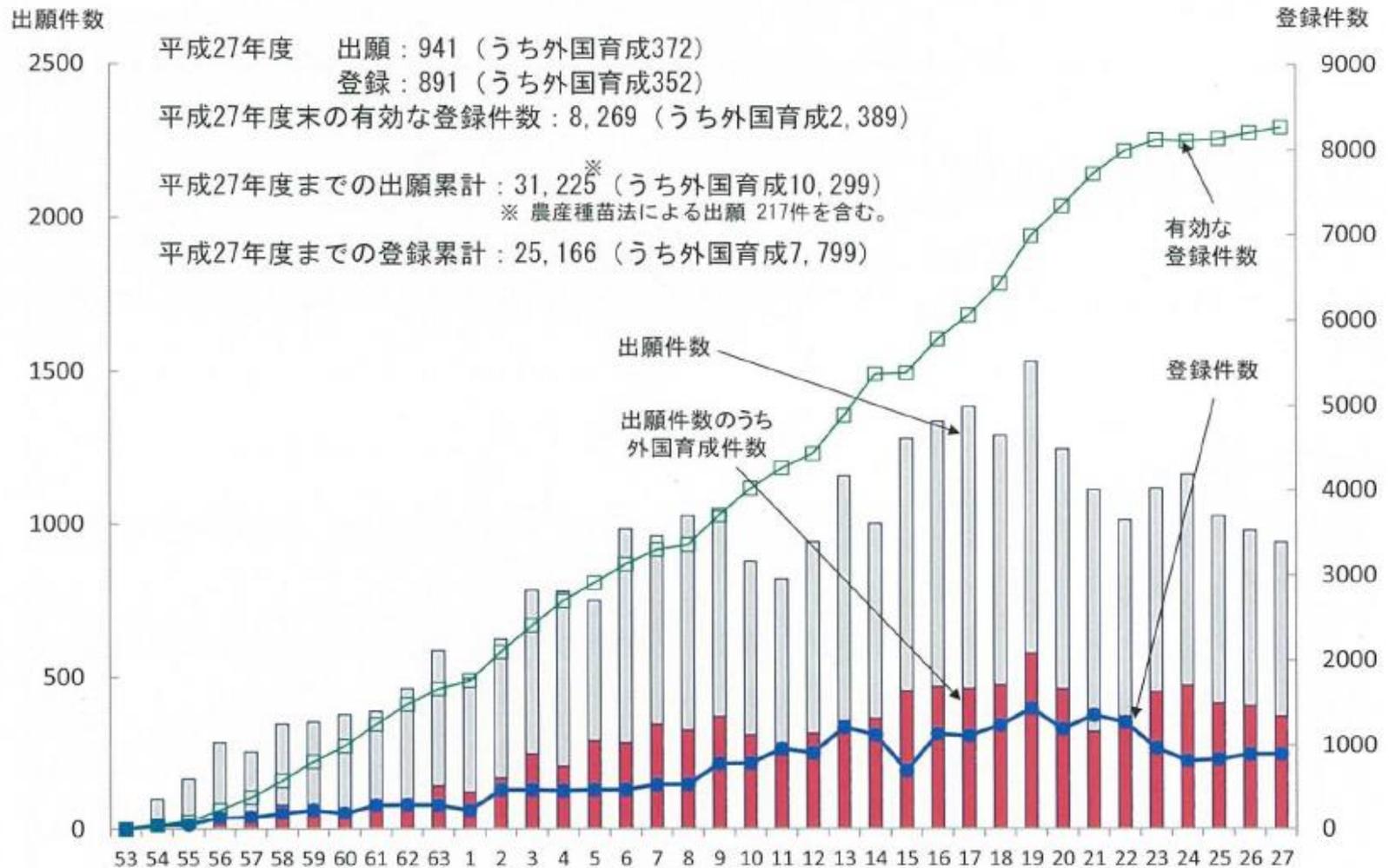
# 植物新品種保護制度

農林水産省

— 一種苗法による品種登録と育成者権の付与・保護 —



# 新品種の出願の状況



# 平成15年の種苗法改正

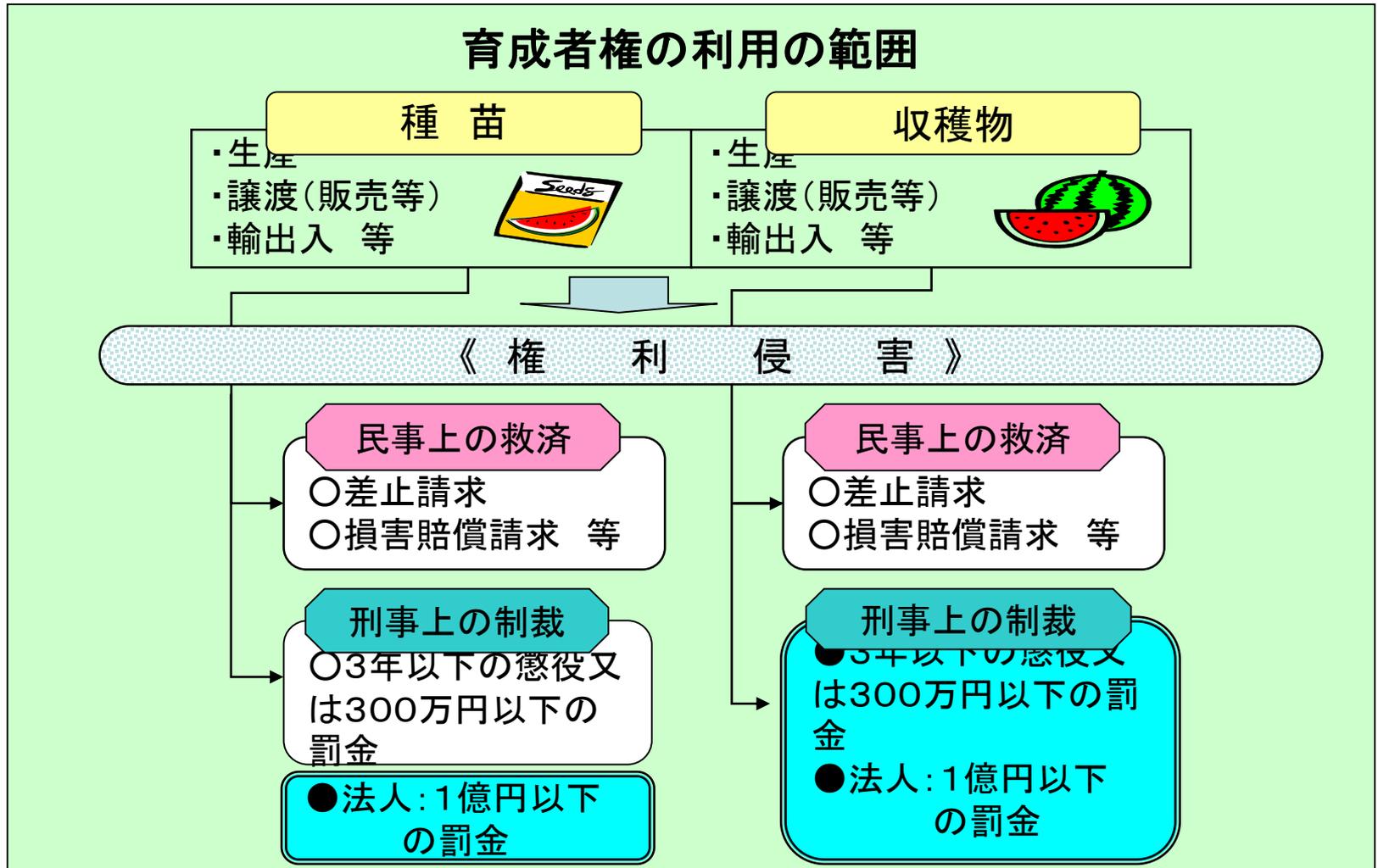
## ① 罰則の対象範囲の拡大

育成者権の侵害に対する罰則の対象を、種苗段階での権利侵害に加え、収穫物段階での権利侵害まで拡大

## ② 法人による育成者権の侵害に対する罰金の引上げ

法人に対する罰金額の上限を、300万円から1億円に引き上げ

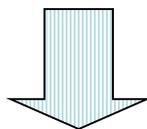
# 平成15年の種苗法改正



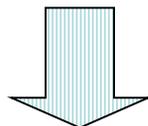
 は平成15年の改正(追加)部分

# 平成17年の種苗法改正

我が国で登録された植物の新品種が海外において育成者に無断で利用され、生産された**収穫物(小豆、いぐさ等)**が我が国に輸入される事態



平成15年に、収穫物段階の権利侵害に対する罰則を設ける法改正



これらの収穫物が加工され、育成者権の効力の及ばない**加工品(あん、ござ等)**として、脱法的にわが国に輸入されること等が問題

# 平成17年の種苗法改正

## ① 登録品種の収穫物から生産される加工品への育成者権の効力の拡大

育成者権の効力が及ぶ「利用」の範囲

種苗 例：小豆の種子	生産、譲渡、 輸入等
収穫物 例：小豆	生産、譲渡、 輸入等
<b>加工品 例：あん</b>	<b>生産、譲渡、 輸入等</b>

 の部分を追加する。

### 権利侵害に対する措置

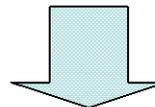
- 民事上の救済
- 刑事罰
- 水際措置

## ② 育成者権の存続期間の延長

育成者権の存続期間について

現行

果樹等の永年性植物：25年  
その他の植物：20年



改正後

(EU等と同じ)

果樹等の永年性植物：30年  
その他の植物：25年

## レッドパール【レッドパール】(果樹)

	登録番号	第13303号
	登録年月日	<a href="#">2005年9月13日</a>
	農林水産植物の種類	<a href="#">ブルーベリー</a>
	登録品種の名称及びその読み	レッドパール よみ:レッドパール
	品種登録の有効期限	30年
	育成者権の消滅日	
	品種登録者の名称	<a href="#">学校法人東海大学</a> 、 <a href="#">國武久登</a> 、 <a href="#">鹿毛哲郎</a> 、 <a href="#">吉岡克則</a>
	品種登録者の住所	<a href="#">東京都渋谷区富ヶ谷二丁目28番4号</a> 、 <a href="#">宮崎県宮崎市学園木花台北2丁目7番地8</a> 、 <a href="#">福岡県久留米市大橋町常持894番地</a> 、 <a href="#">福岡県浮羽郡田主丸町大字地徳2272番地</a>
登録品種の育成をした者の氏名	<a href="#">國武久登</a> 、 <a href="#">鹿毛哲郎</a> 、 <a href="#">吉岡克則</a> 、 <a href="#">小松春喜</a>	

## とちおとめ【トチオトメ】(野菜)

	登録番号	第5248号
	登録年月日	1996年11月21日
	農林水産植物の種類	いちご
	登録品種の名称及びその読み	とちおとめ よみ： <a href="#">トチオトメ</a>
	品種登録の有効期限	15年
	育成者権の消滅日	
	品種登録者の名称	<a href="#">栃木県</a>
	品種登録者の住所	<a href="#">栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号</a>
登録品種の育成をした者の氏名	<a href="#">石原良行</a> <a href="#">高野邦治</a> <a href="#">植木正明</a> <a href="#">栃木博美</a>	
登録品種の植物体の特性の概要		

## ひのみどり【ヒミドリ】(工芸作物)

	登録番号	第9034号
	登録年月日	2001年6月26日
	農林水産植物の種類	いぐさ
	登録品種の名称及びその読み	ひのみどり よみ: <a href="#">ヒミドリ</a>
	品種登録の有効期限	20年
	育成者権の消滅日	
	品種登録者の名称	<a href="#">熊本県</a>
	品種登録者の住所	<a href="#">熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号</a>
	登録品種の育成をした者の氏名	手塚隆久、中澤芳則、定平正吉、飯全禮和彦、 <a href="#">濱田四郎</a> 、 <a href="#">赤木豊樹</a>
登録品種の植物体の特性の概要		

# 育成者権侵害の事例 (おうとう)

## オウトウ「紅秀峰 (べにしゅうほう)」

平成 17 年 5 月に発売されたグルメ雑誌に、山形県が育成者権者であるオウトウ「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。山形県が品種保護 G メンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成 17 年 11 月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。

その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。



# 育成者権侵害の事例 (いんげん豆、小豆)

植物名	品種名	権利者	概要
いんげん豆	雪手亡	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていた。 北海道からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。
小豆	きたのおとめ しゅまり	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されていた。 北海道からの警告により、輸入業者は中国からの日本品種の小豆の輸入を自粛。

# 育成者権侵害の事例 (いちご)

植物名	品種名	権利者	概要
いちご	レッドパール	個人育種家	韓国の一部の者に生産・販売を許諾したが、韓国内で種苗が無断で持ち出されその収穫物が我が国に輸入、販売されていた。育成者権者が輸入業者を相手に裁判を起し、輸入を取りやめることなどを条件に和解。
	とちおとめ	栃木県	韓国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていた。栃木県が許諾先の業者に文書で注意。

# 育成者権侵害の事例 (いぐさ)

植物名	品種名	権利者	概要
いぐさ	ひのみどり	熊本県	中国に種苗が無断で持ち出され、栽培されているとして、平成15年12月、熊本県が、関税定率法に基づき輸入差止めを申立て。 平成17年3月には、税関が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを発見・摘発し、刑事告発した。

# 侵害への対応

## (1) 民事上の措置及び刑事罰

民事上の救済	差止請求、損害賠償の請求、信用回復の措置の請求
刑事上の制裁 (故意による侵害の場合)	10年以下の懲役又は/併科 1000万円以下の罰金 (法人は3億円以下の罰金)

## (2) 品種保護Gメン

育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、種苗管理センターの「品種保護Gメン」が公正・中立な立場で権利侵害の証明等に対する支援を行っています。

平成28年度には20名のGメンが北海道から沖縄までの7か所に配置されています。活動内容は以下の通りです。

1. 育成者権の保護・活用に関する相談への助言
2. 育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
3. 育成者権の保護・活用に関する情報の提供
4. 育成者権侵害状況記録の作成
5. 証拠品保管のための種苗等の寄託



農林水産省「品種登録制度と育成者権」

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/pamphlet/seido.pdf>

# 品種保護活用相談窓口

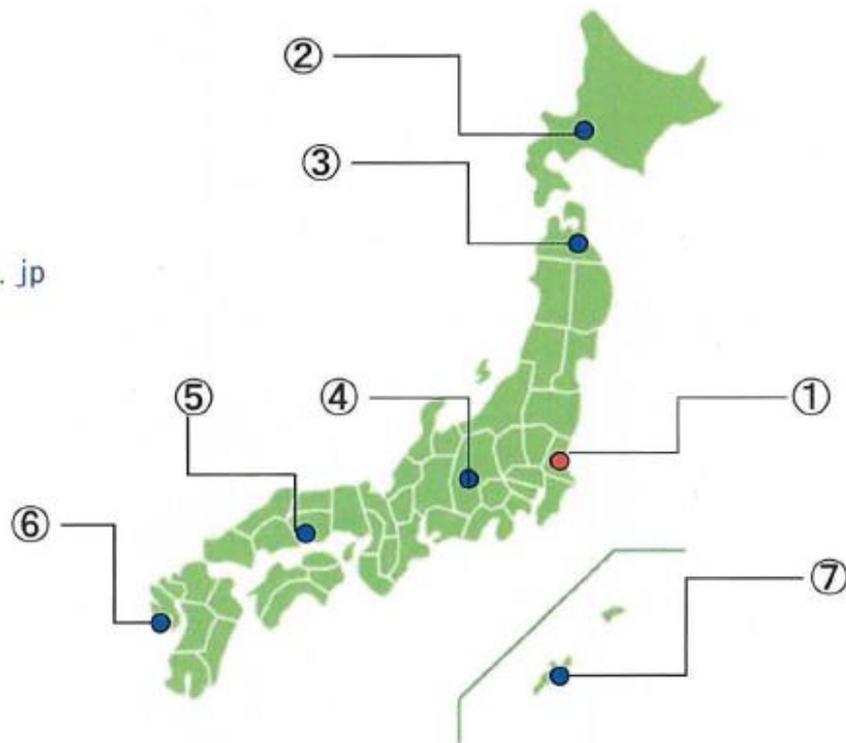
① 本所  
〒305-0852  
茨城県つくば市藤本2-2  
TEL:029-838-6589  
FAX:029-838-6595  
E-mail:hinsyu\_gmen@naro.affrc.go.jp

② 北海道中央農場  
〒061-1102  
北海道北広島市西の里1089  
TEL:011-375-3611  
FAX:011-375-3644

③ 上北農場  
〒039-2717  
青森県上北郡七戸町字柳平43-86  
TEL:0176-68-4311  
FAX:0176-68-4121

④ 八岳農場  
〒391-0011  
長野県茅野市玉川11401-1  
TEL:0266-74-2005  
FAX:0266-74-2385

⑤ 西日本農場



⑥ 雲仙農場  
〒859-1211  
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1494-35  
TEL:0957-77-2100  
FAX:0957-77-2154

⑦ 沖縄農場

# 令和2年 種苗法改正

- 日本の農業を強くするため、農産物の知的財産をどうやって守るか。その課題に応えるための種苗法の改正案が国会に提出されている。日本で開発された種苗の海外流出を防ぎ、農業の競争力を高めるために必要な制度改革だ。
- これまで日本は種苗の流出を食い止めるための有効な手立てがなく、優良な品種が海外で栽培されてきた。
- 改正案はこうした事態に歯止めをかけるため、種苗の利用を制限できるようにするのが柱だ。種苗メーカーや研究機関は開発した品種を農林水産省に登録する際、種苗の輸出を認めないと定めることができるようになる。これに反した業者は、損害賠償や刑事罰の対象になる。

# 令和2年 種苗法改正

- 新たな制度は**地域振興**にも意義がある。自治体が開発した品種が国内の他の地域で栽培されるのを防ぐことができるからだ。新品种で地域の農家の収入が増えれば、**研究に弾み**がつかだろう。
- 進めるべきは海外での品種登録など他にもある。だが根幹に置くべきはコストと時間をかけて開発した農産物の知財をどう守り、**農業の発展**に結びつけるかだろう。混乱なくそれが実現できるよう徹底的な議論を望みたい。

[社説]農産物の知的財産を守ろう(令和2年5月23日 毎日新聞)

# 論点

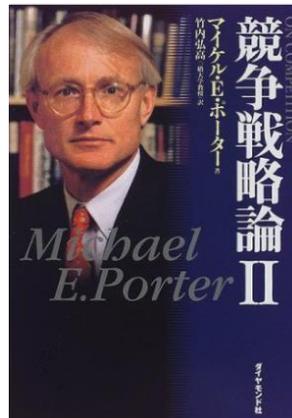
- 植物品種登録制度は、地域における農業を保護するために有効な制度である。近年、保護強化(種苗→収穫物→加工品)に向けた制度改革が行われている。
- 制度改革の背景としては、国内品種の逆輸入の問題があった。種苗→収穫物→加工品として、制度改革に合わせて逆輸入の形態が変化していた。
- 令和2年の種苗法改正では、農林水産省に登録する際、種苗の輸出を認めないと定めることができるようになる。日本の種苗の国外流出を防ぐことにより、日本の農業の発展が期待される。(品種保護の脱コモンズ)

# 第2部

## クラスター理論

# クラスター理論

- ハーバード大学の経営学者マイケル・ポーターにより提唱された理論。マイケル・ポーター『競争戦略論Ⅱ』（1998年）において、クラスター理論を公表した。
- 「クラスターとは、ある特定の分野における、相互に結びついた企業群と関連する諸機関からなる地理的に近接したグループであり、これらの企業群と諸機関は、共通性と補完性によって結ばれる。」（マイケル・ポーター『競争戦略論Ⅱ』）



# クラスター理論

- マイケル・ポーター『競争戦略論Ⅱ』によれば、クラスター理論として、次のような説明がなされている。

“A cluster is a geographically proximate group of interconnected companies and associated institutions in a particular field, linked by commonalities and complementarities.”

※ある地域において、特定分野の企業群が集まって、内部では競争しつつ、外部に対しては、競争力を発揮する。

# クラスター理論

- 1990年代に、ポーターがクラスター理論に注目した理由の1つは、グローバル経済下で「立地の役割 (role of location)」が新たに認識されたこと。
- 企業レベルの「競争と戦略 (competition and strategy)」にとっても、「国や州の競争力」にとっても、立地が大きな重要な条件となっている。
- 特定の事業分野における突出した成功に必要な条件として、どの国、地域、都市圏でもクラスター (Clusters) の形成があげられる。(マイケル・ポーター『国の競争優位』)

# 日本のクラスター政策

- 2001年度に始まる**第2期・科学技術基本計画**の下で、産学官連携とイノベーションを地域レベルで促進するため、**クラスター政策**が開始された。

※第2期科学技術基本計画(2001年3月)

「地域のイニシアティブの下での**知的クラスター形成を、効果的・効率的に実現**するため、国は、共同研究を含む研究開発活動の推進、人材の育成・確保、技術移転機能等の充実に図る。」

# 日本のクラスター政策

- 第2期・科学技術基本計画に基づいて、経済産業省は、2001年度に「産業クラスター計画」を開始した。
- 経済産業省の「産業クラスター計画」は、2006年度に第2期（5年間）、2011年度に第3期（10年間）に入り、現在に至る。
- 第2期・科学技術基本計画に基づいて、文部科学省は、2002年度に「知的クラスター創成事業」を開始した。
- 文部科学省の「知的クラスター創成事業」は、2009年の「事業仕分け」で廃止され、「地域イノベーションクラスター」という新事業として、2010年度に再開された。

# 産業クラスター

## ➤ 第1期(2001～5年): 産業クラスターの立ち上げ期

クラスターの実態と政策ニーズを踏まえて、国が中心となって進める産業クラスター計画プロジェクトとして、「顔の見えるネットワーク」を形成する。

## ➤ 第2期(2006～10年): 産業クラスターの成長期

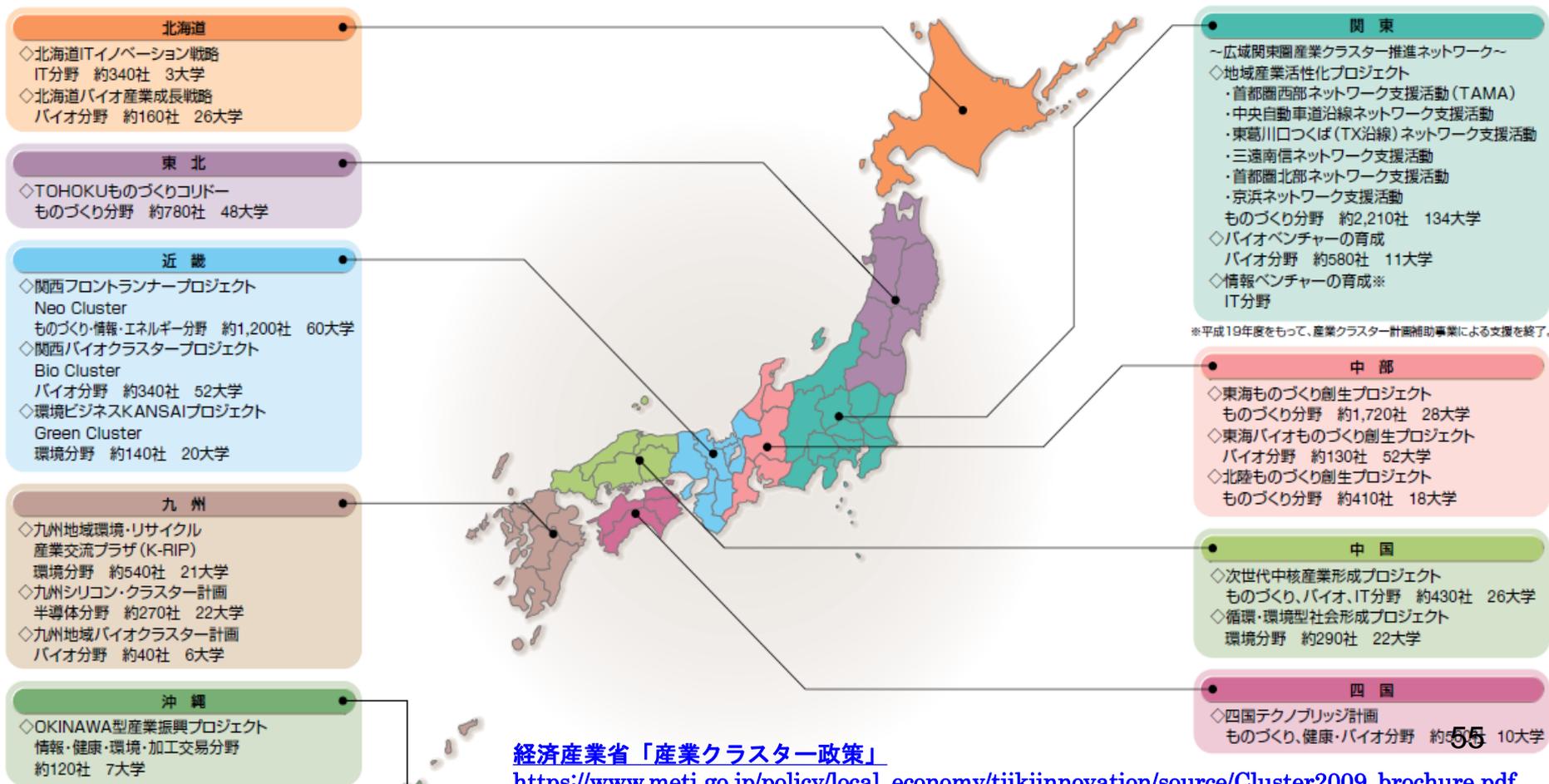
引き続きネットワークの形成を進めるとともに、具体的な事業を展開していく。プロジェクトの見直し、新たなプロジェクトの立ち上げを柔軟に行う。

## ➤ 第3期(2011～20年): 産業クラスターの自律的発展期

ネットワークの形成、具体的な事業展開のほか、産業クラスター活動の財政面での自立化を図り、産業クラスターの自律的な発展を目指す。

# 産業クラスター

**産業クラスター**: 新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態



経済産業省「産業クラスター政策」

[https://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/tiikiinnovation/source/Cluster2009\\_brochure.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/tiikiinnovation/source/Cluster2009_brochure.pdf)

# 地域との共創による産業クラスター政策の新展開

今後の方向性

産業クラスター計画、新しい(分野・地域での)クラスター

クラスター政策の2分類化

## ①地域主導型クラスター

・地域独自で取り組むクラスターの他、広域で取り組むものについては、新・産業集積活性化法(企業立地促進法)(※)などの施策で国がサポートしていくケースも。

## ②先導的クラスター

・先導的な分野で、我が国の国際競争力確保のため、全国的な視野から形成を推進していく必要があるクラスターは国が主導

## クラスター活動の普及・深化

国は、①、②に対する支援のほか、自律発展期におけるクラスター活動の普及・深化のための取組も併せて行う。

### ・クラスターの手法の整理・活用

経産局等を中心に積み上げてきた産産連携・産学連携におけるクラスターの手法(研究会、マッチング、販路開拓、海外展開等)の整理を行い、クラスター形成のための活動をはじめとした地域における産業振興の取組に活用すべく、自治体や金融機関等の関係者への普及を図る。

### ・地域間連携

クラスター活動の効率化・活性化を図るため、それぞれの特長や強みを活かした国内外における地域間連携の促進・強化を図る。

※新・産業集積活性化法は、地域が策定する基本方針に基づく地域の産業集積活性化に向けた取組を国が集中的に支援する仕組み。

# 知的クラスター

## ▶ 第1期(2002～6年)

イノベーションを種から実へ育て上げる仕組みを強化する観点から、地域イノベーションの強化を図る。

## ▶ 第2期(2007～9年)

地域の自立化を促進しつつ、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する。

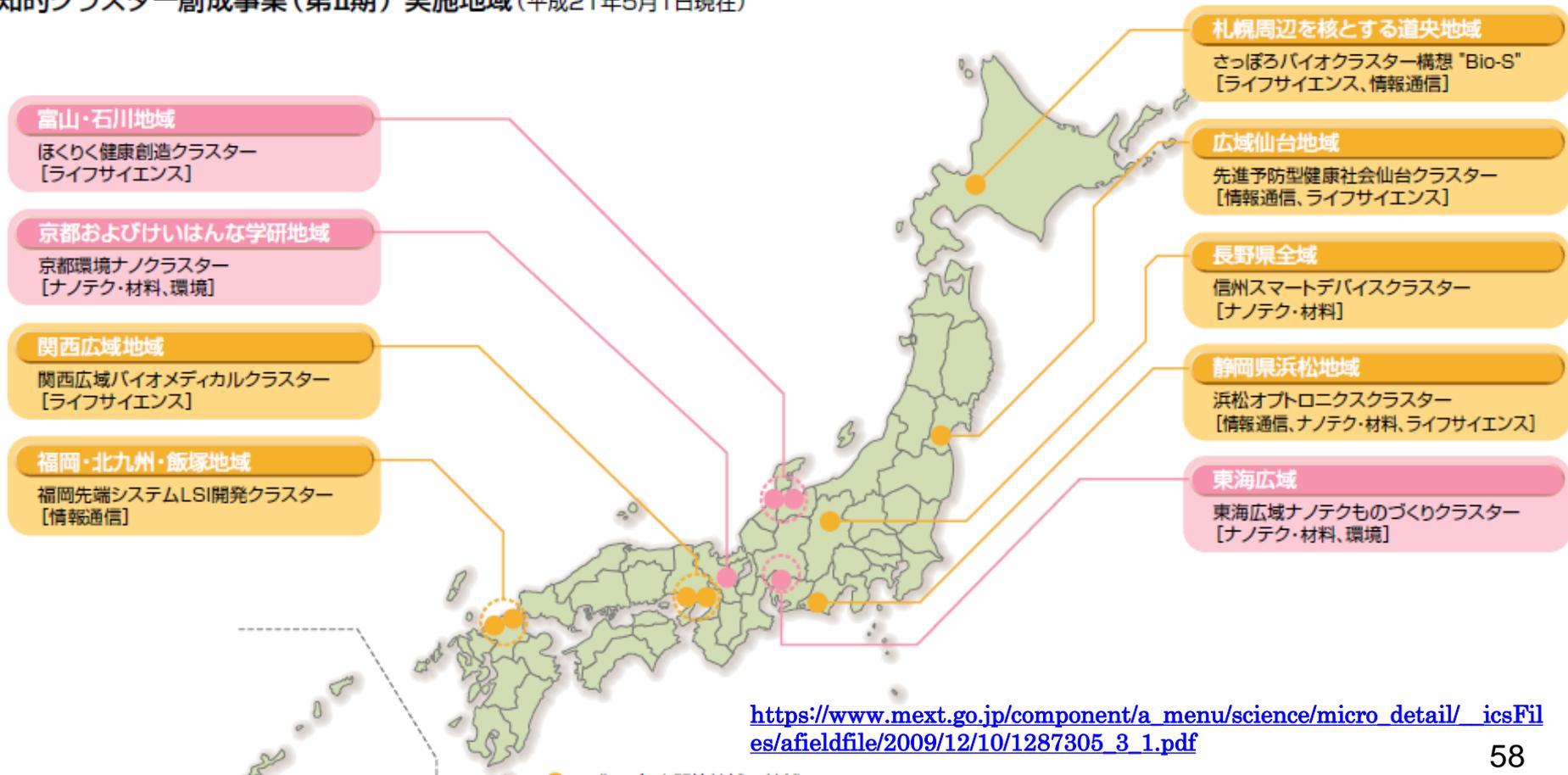
## ▶ 地域イノベーションクラスター(2010～)

地域と大学との組織的な連携を強化し、地域の自立化を促進するため、「**地域イノベーションクラスター**」として再開する。

# 知的クラスター

**知的クラスター**: 地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学、公的研究機関を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システム

知的クラスター創成事業(第II期) 実施地域(平成21年5月1日現在)



# 地域イノベーションクラスター

- 平成22年度より、「知的クラスター創成事業」は、他の関連事業と統合化され、「イノベーションシステム整備事業」として一本化された。
- 地域イノベーションクラスタープログラムにおいては、優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核とした産学官共同研究等を実施し、**産学官の網の目のようなネットワークの構築**により、イノベーションを持続的に創出するクラスターの形成を図ることとされている。

# 今後の方向性

産業クラスターと知的クラスターの連携・交流の促進を目指す。

平成21年度地域クラスター関連予算の概要

文部科学省 関連予算134億円

知的クラスター創成事業 89億円

- 地域のクラスター構想に基づく戦略的な事業実施
- 知の集積の活用：  
大学、公的研究機関等を核としたイノベーションの創出
- 世界レベルの技術革新：  
地域外からヒト・モノ・カネが集積

グローバル拠点育成型 12億円

- 技術的なコアを持つ地域がグローバルな展開を図るため、中規模のクラスター形成を支援

第Ⅱ期 75億円

- これまでの成果を踏まえ、「選択と集中」の視点に立って世界レベルのクラスター形成を支援

都市エリア産学官連携促進事業 45億円  
(一般型 15億円/発展型 30億円)

クラスター間の連携  
交流の促進

連 携

経済産業省 関連予算166億円

産業クラスター計画(第Ⅱ期) 12億円

- 中堅中小企業、ベンチャー企業等が大学、研究機関、大企業、金融機関、商社等との人的なネットワークを構築することによるイノベーションの創出
- 全国18プロジェクトで世界市場を目指すクラスター形成を支援
- 出口を意識した事業化支援の促進
- クラスター間の広域連携・国際連携の促進

地域イノベーション協創プログラム 34億円  
(イノベーション創出基盤形成事業 13億円  
大学発事業創出実用化研究開発事業 21億円)

戦略的技術支援事業 120億円

シーズ創出から実用化・事業化までの切れ目ない施策の実施

# 論点

- 21世紀に入ると、マイケル・ポーターの理論に基づいて、「クラスター政策」として、「産業クラスター構想」(経済産業省)と「知的クラスター創生事業」(文部科学省)が開始された。
- 「産業クラスター」は、民間企業が中心となるが、「知的クラスター」は、大学を核としている。事業仕分けのときに、二重行政として指摘される中、「知的クラスター」は「地域イノベーションクラスター」に変更された。
- 今後は、クラスター政策において、知的財産政策の視点を重視して、産学連携による地域活性化を拡充することが必要である。

# クラスターと知的財産権

- バイオ・クラスターにおける産学官連携：特許データに基づく政策評価（西村淳一、岡田羊祐）

〈研究 技術 計画〉 Vol.24 No.4 2010:p.383-399,

- (1) クラスター参加者による共同発明から得られた特許は平均的価値が高い。
- (2) クラスター計画開始以降, 参加企業の特許価値は有意に高まった。
- (3) 企業単独発明よりも共同発明による特許価値が平均的に高くなり, 特にクラスター計画に連携する大学との共同発明から得られた特許の価値が高くなった。

これらの分析結果は, クラスター計画参加企業の特許価値が, 産学連携を通じて有意に高まったことを示唆する。

# クラスターと知的財産権

- 産業クラスター評価のための特許出願の空間的自己相関を利用した技術集積動向分析方法の基礎的検討(野中尋史)

〈日本知財学会誌〉 Vol.13 No.3 2017:p.65-78

【要旨】 産業クラスターに代表される地域におけるイノベーション活動を定量的に評価することは重要である。そしてそのために、アンケート調査や経済統計に基づく評価手法が提案されている。しかしながら、アンケート調査をはじめとする定性的な手法においては客観性の欠如と実施する際の多大な労力・コストが問題となっており、より簡便に、かつ、客観的に評価できる手法の開発が求められている。一方、定量的な手法は経済規模の評価に偏っており、施策の途中段階において重要となる技術開発動向を加味したものではなかった。そこで、本論文では、特許出願の空間的自己相関に着目し、我が国における、技術的な集積がなされているクラスターの地理的範囲の特定と集積の程度を評価する手法について基礎的な検討を行なった。

# 産学連携

# 産学連携の必要性

"Industry is where ideas from academia are trained."



(Prof. Kotaro Honda)

1870-1954



本多光太郎は、日本の物理学者、金属工学者。文化勲章受章者。文化功労者。「鉄の神様」「鉄鋼の父」などとも呼ばれる。

# 産学連携の第一号

- 1908年東京帝国大学の池田菊苗博士が**昆布のうま味成分がグルタミン酸であることを発見**した。この研究の背景には、安価な調味料を開発して、当時の日本国民の食生活を豊かにし、栄養状態を改善したいという志高い「夢」があった。池田博士は**自らの思いを実現するために、その事業化を考えた**。
- そこで出会ったのが青年実業家の二代鈴木三郎助であった。三郎助は海藻を原料とする医薬品製造事業を営んでいたが、**新たな事業展開のシーズを探していた**。池田博士と三郎助、この両者が出会い、「夢」を共有することで、世界に類例のないうま味調味料事業が誕生。その後アミノ酸事業へと発展し、わが国のバイオ産業の一翼を担う**アミノ酸発酵のイノベーション**へとつながった。



# 大学の責務

知的財産基本法 第7条

## 大学等の責務

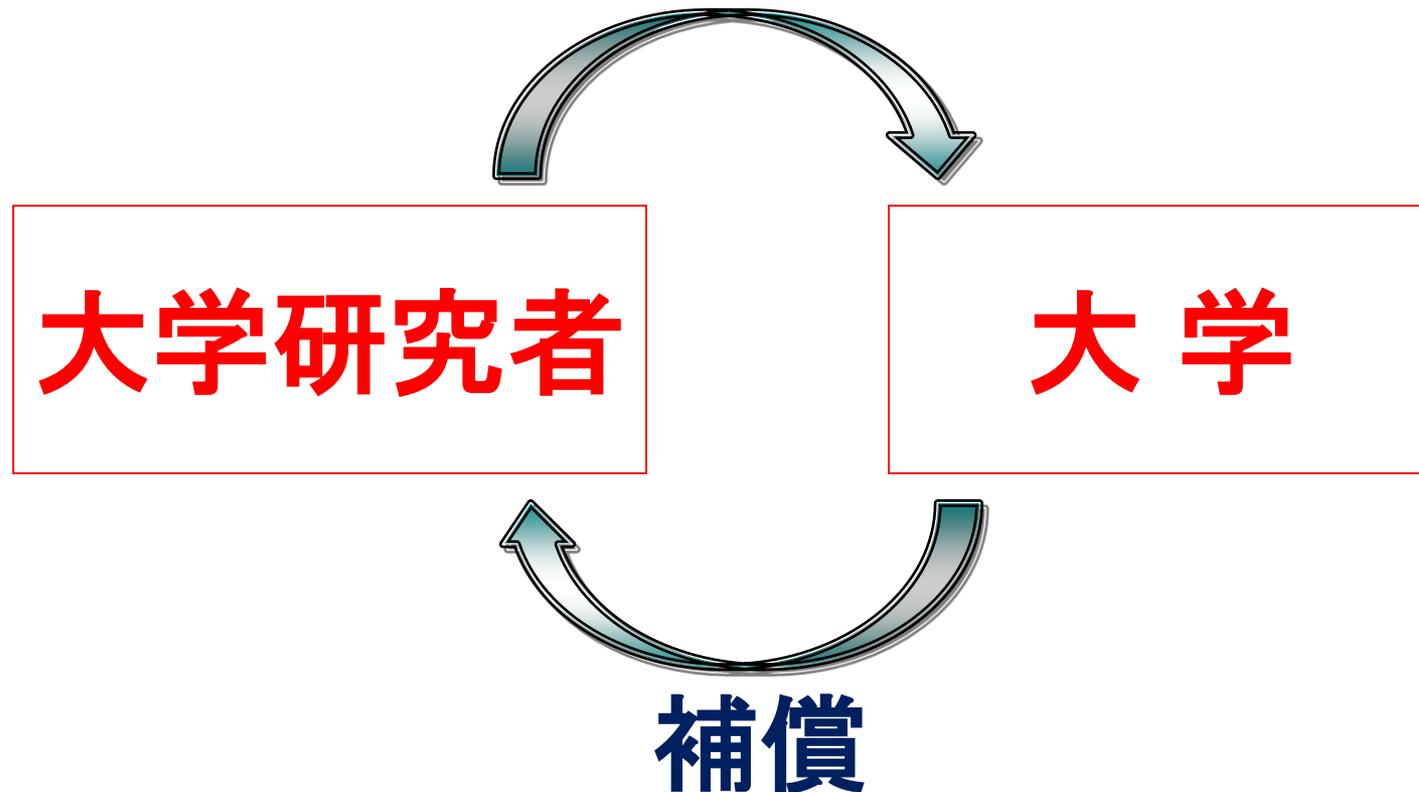
大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。



# 大学の職務発明

原則として機関帰属

2003年4月



大学研究者の発明は、大学に帰属されることが多い。

# 大学に帰属

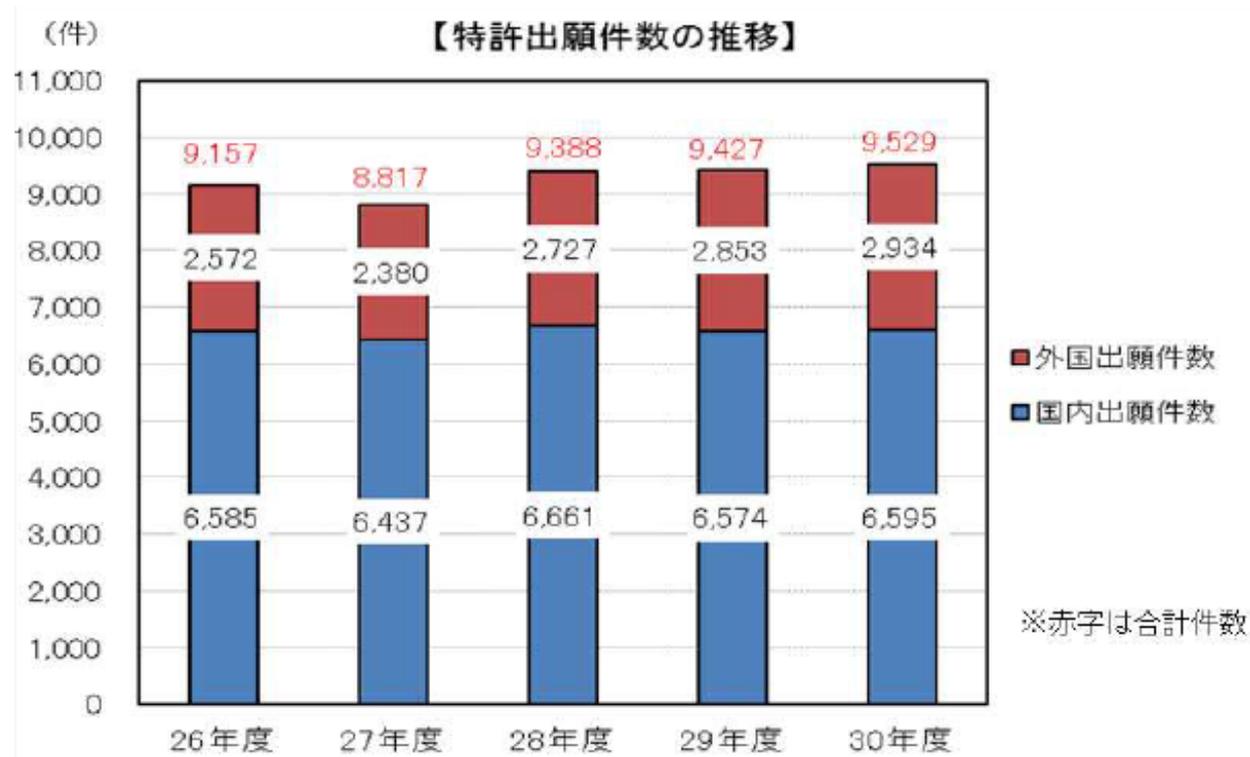
1. 従来は、大学において、研究者が特許出願を行い、研究者が**技術移転(権利活用)**を行っていた。
2. しかし、**研究開発の実用化**を推進するために、研究者ではなく、大学が管理した方が有利である。
3. そこで、2004年4月より、大学で生じた発明は、原則として、**大学に帰属**されることとし、大学が特許出願を行い、大学が**技術移転(権利活用)**を行うようになった。

# バイドール法

- バイドール法とは、米国で1980年に制定された法律で、連邦政府の資金で研究開発された発明であっても、その成果に対して大学や研究者が特許権を取得することを認めたもの。産学連携の推進を目的とする。それ以前は、政府資金で研究開発された特許権は政府に帰属しており、研究成果が産業界に十分に活用されていないという批判があった。
- 日本では、1999年に産業活力再生特別措置法(第30条)で定められた内容が日本版バイドール法とされている。これにより日本でも米国と同様に、政府から研究委託された研究者が特許権を取得することができるようになり、研究機関が中心となって技術移転が進められるようになった。

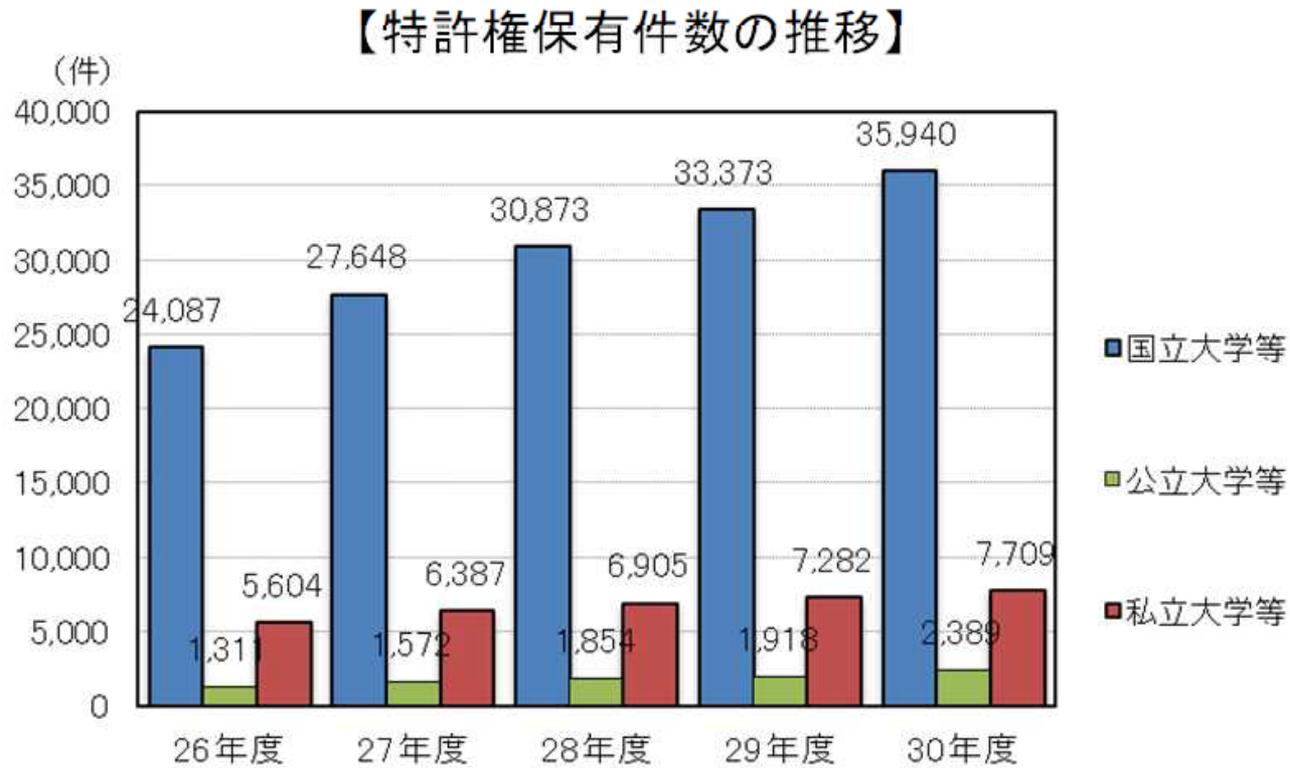
# 大学と特許

○大学からの特許出願は、毎年1万件近くが出願されており、堅調に推移している。



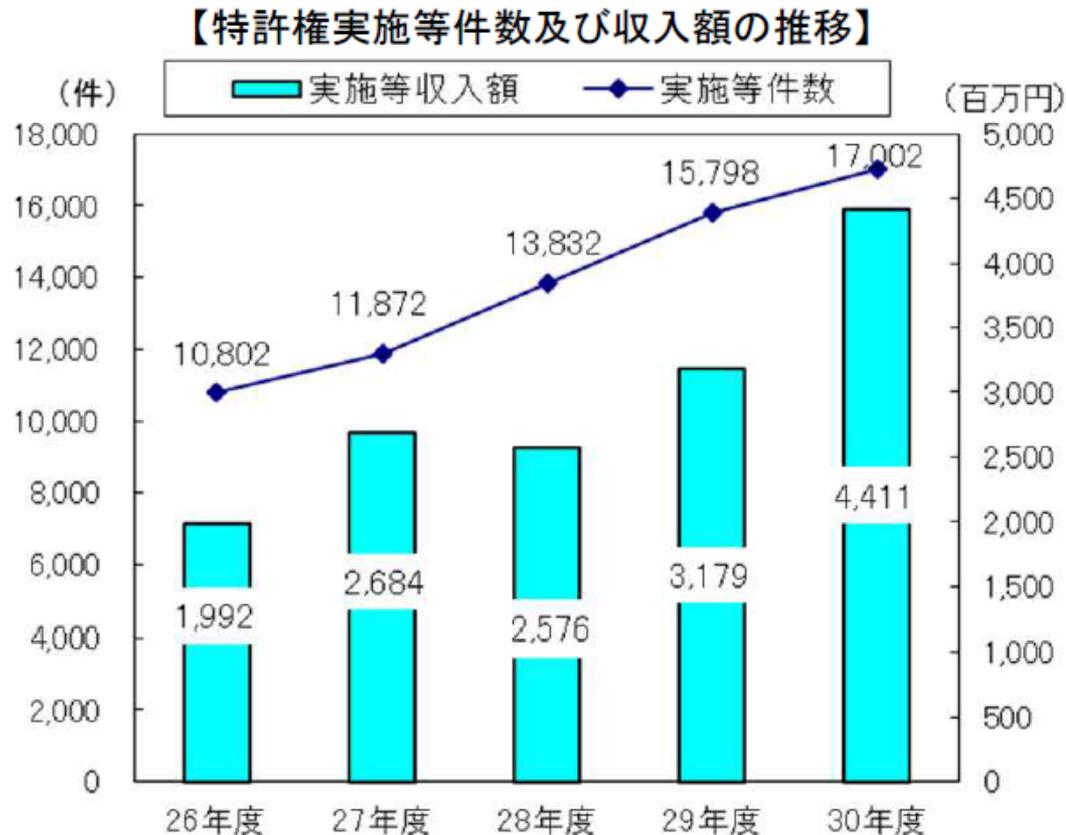
# 大学と特許

○大学における特許保有件数は、毎年、増加傾向にある。



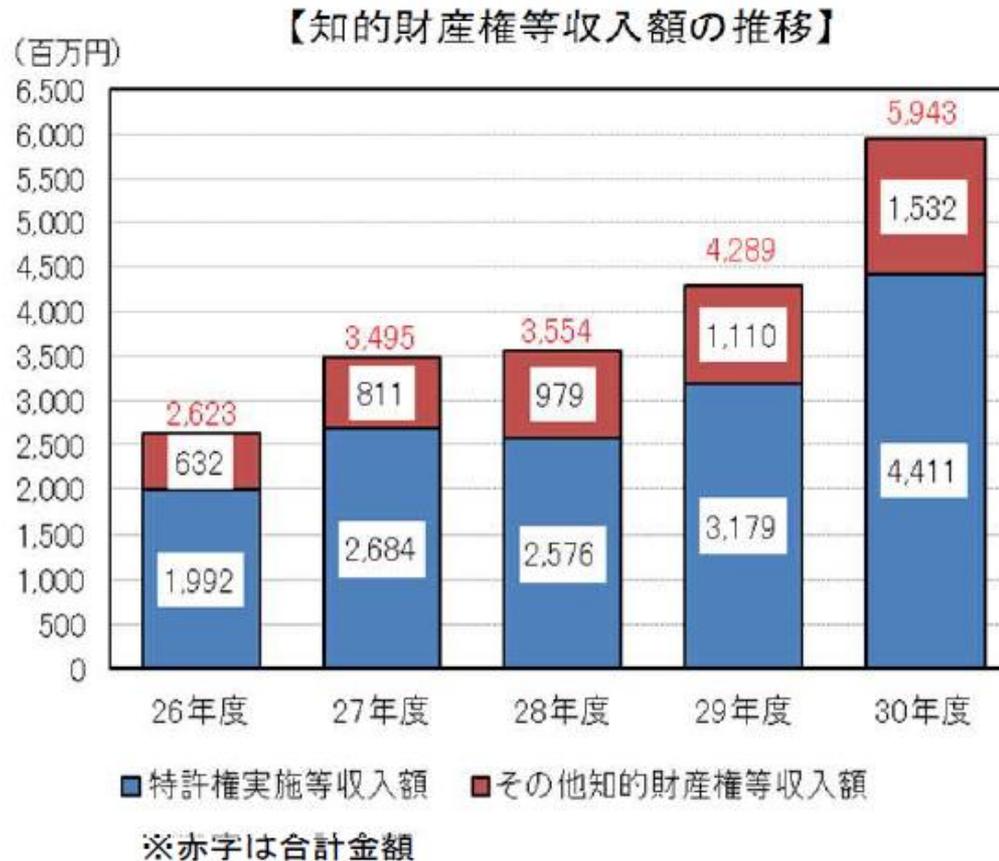
# 大学と特許

○大学からの技術移転は、実施件数、実施料収入などについて、増加傾向にある。



# 大学と知財

○大学の知的財産収入は、増加傾向にある。



# 大学からの特許出願

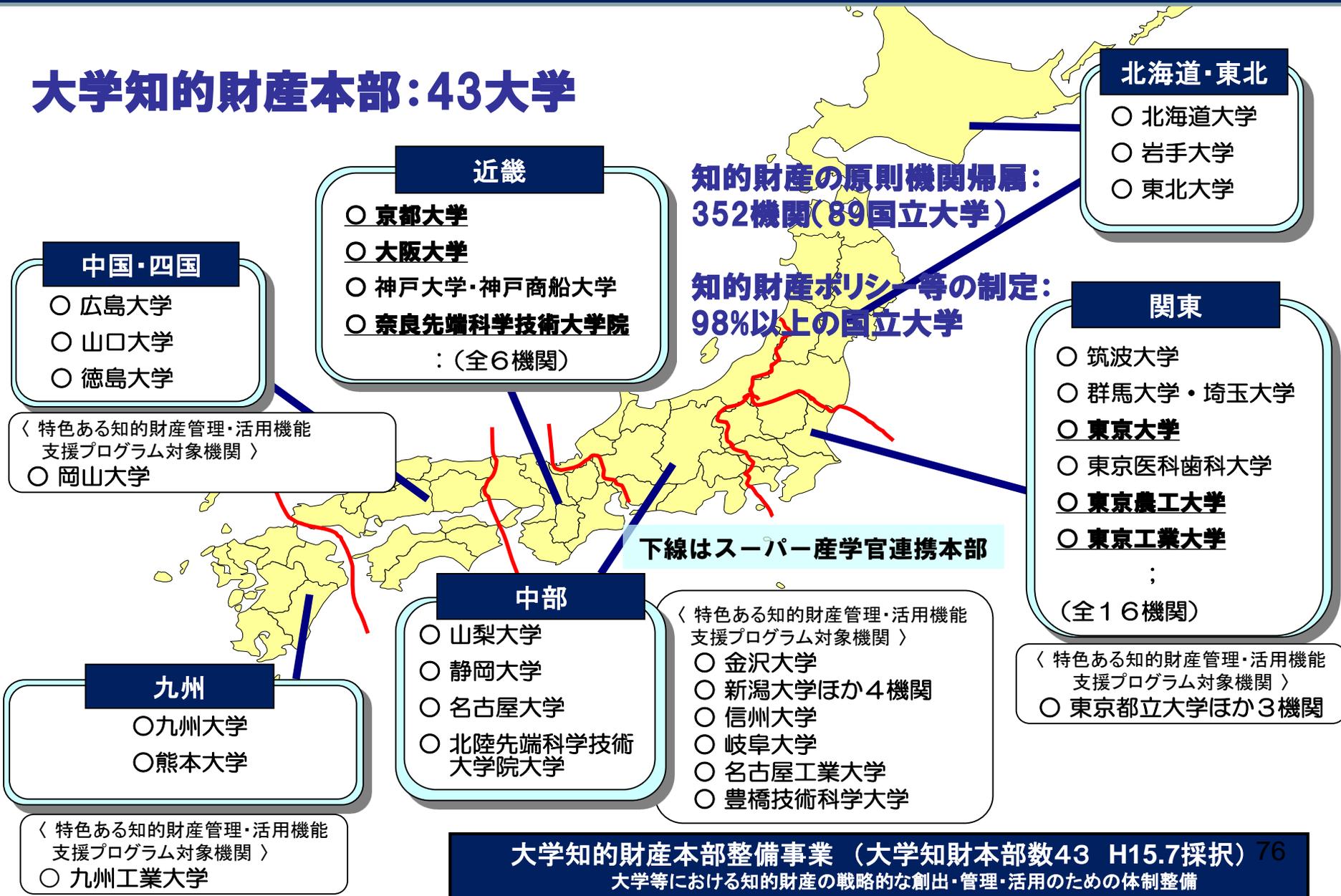
<2018年データ>

出願件数			登録件数		
1	東京大学	303	1	東京大学	259
2	東北大学	261	2	大阪大学	201
3	大阪大学	251	3	東北大学	185
4	京都大学	192	4	京都大学	159
5	名古屋大学	168	5	九州大学	123

(注)特許庁年次報告書(2019年6月)に基づいて作成

# 大学知的財産本部

## 大学知的財産本部:43大学



# 大学知的財産本部

- 2003年4月から、文部科学省により**大学知的財産本部整備事業**が推進され、大学において知的財産の管理を行う「**大学知的財産本部**」の設置がスタートした。その結果、大学知的財産本部を有する大学においては、大学知的財産本部を通して、特許出願が行われることになった。
- 大学知的財産本部では、**学内の教員が兼任**して本部内の管理業務を行い、**技術系職員をコーディネーター**として採用し、大学内の発明の発掘や、特許出願の適否を行っている。特許明細書の作成などの専門業務は、学外の弁理士に依頼するが、特許出願に関する業務の大半は、大学知的財産本部が実施している。**(2004年度：国立大学の法人化)**

# TLO(技術移転機関)

2009年5月現在

( )内は主な提携大学  
☆はスーパーTLO

新潟ティーエルオー(新潟大)

信州TLO(信州大)

北海道ティー・エル・オー(北大)

☆東北テクノアーチ(東北大)

金沢大学ティ・エル・オー(金沢大)

富山大学知的財産本部(富山大)

☆関西ティー・エル・オー(京大、立命館大)

新産業創造研究機構(神大)

大阪産業振興機構(阪大)

岡山県産業振興財団(岡山大)

奈良先端科学技術大学院大学産官学連携推進本部(奈良先端大)

ひろしま産業振興機構(広島大)

☆山口ティー・エル・オー(山口大)

産学連携機構九州(九大)

北九州産業学術推進機構(九工大)

佐賀大学TLO(佐賀大)

長崎TLO(長崎大)

くまもとテクノ産業財団(熊本大)

鹿児島TLO(鹿児島大)

テクノネットワーク四国(四国地域の大学等)

大分TLO(大分大)

みやざきTLO(宮崎大)

浜松科学技術研究振興会(静大)

☆名古屋産業科学研究所(名大)

三重ティーエルオー(三重大)

豊橋キャンパスイノベーション(豊橋技科大)

☆東京大学TLO(東大)

☆日本大学産官学連携知財センター(日大)

筑波リエゾン研究所(筑波大)

早稲田大学産官学研究推進センター(早大)

理工学振興会(東工大)

慶應義塾大学知的資産センター(慶大)

東京電機大学産官学交流センター(電機大)

山梨ティー・エル・オー(山梨大)

タマティーエルオー(創価大、都立大)

明治大学知的資産センター(明大)

よこはまティーエルオー(横国大、横浜市)

生産技術研究奨励会(東大)

農工大ティー・エル・オー(農工大)

キャンパスクリエイト(電通大)

日本医科大学知的財産・ベンチャー育成(TLO)

センター(日医大、日獣医大)

東京理科大学科学技術交流センター(理科大)

オムニ研究所(長岡技大)

千葉大学産学連携・知的財産機構(千葉大)

☆東京工業大学産学連携推進本部(東工大)

群馬大学研究・知的財産戦略本部(群馬大)

# TLO(技術移転機関)

- TLO(Technology Licensing Office)は、大学の研究成果を特許化し、それを企業に技術移転する役割を担っており、産と学の「仲介役」の役割を果たす組織である。このような取り組みを積極的に支援するため、文部科学省及び経済産業省は、**大学等技術移転促進法(1998年)**に基づき、技術移転事業に係る計画を「承認」し、各種の支援措置を講じている。この承認を受けたTLOは、「**承認TLO**」と呼ばれている。
- 承認TLOには、大学内部に設置される「大学内部型」、大学外に設置される「大学外部型(株式会社、財団法人等)」など、様々な類型があるが、最近では、**大学内において、大学知的財産本部と一体化することにより、業務の効率化を図る**という考え方がある。

# 赤崎ダイオード

成功事例

- 名古屋大学は、2003年度、約4億1000万円の収入を赤崎ダイオードの特許から得た。赤崎勇先生は名大教授時代、窒化ガリウムを使って、電気を通すと青く光る半導体を世界で初めて作った。(これを日亜化学工業の研究者だった中村修二・米カリフォルニア大教授が製品化した。)
- 赤崎記念研究館は、赤崎勇先生の研究業績を顕彰するとともに、名古屋大学における独創的・先端的な科学技術研究を推進し、広く社会に貢献することを目的に建設された。

赤崎記念研究館(名古屋大学)



# ワダツミ

成功事例

【産学連携事例】 鹿児島大学農学部×ワダツミ農園株式会社の共同研究をご紹介します！

2020/1/27

産学連携事例

産学連携推進協会

Tweet

Share



# 千利休「待庵」

成功事例

【産学連携事例】～ものづくり大学×森美術館～

2020/5/25

インタビュー: 産学連携事例

産学連携推進協会

Tweet

Share



産学連携推進機構・ソファプランニング「産学連携事例」

<https://kyoju.net/2020/05/25/2020-05-25/>

# 千利休「待庵」

成功事例

## ■完成までの道のり

『美術館展示室内での作業期間が短いことが制作の難易度をあげましたが、大学にて十分な準備とシミュレーションを行いました。学生をはじめ我々指導側も、いつも以上に作りながら考え、考えながら作るという貴重な体験になったと思います。』（担当教授より）

## ■人材育成にもつなげる産学連携

学生を参加させる産学連携は少なくありません。しかし、今回の様な大がかりな製作に多数の教授と学生が参加したプロジェクトは多くはないと感じます。学生達は、やり遂げた自信と経験で将来に向けた希望を感じたのではないのでしょうか。

こうした産学連携が実現すると、企業と大学のメリットだけでなく、人材育成という新しい形の産学連携が生まれます。今後もこうした事例が増えることを期待します。

# ベリーベリー

成功事例

## 【産学連携事例】大阪電気通信大学 ベリーベリープロジェクト

2018/12/25

📄 産学連携事例

✍️ 大阪電気通信大学 工学部環境科学科 化学生物学研究室 教授 齊藤 安貴子

🐦 Tweet

📌 Share



産学連携推進機構・ソファプランニング「産学連携事例」  
<https://kyoju.net/2018/12/25/2018-12-25-5/>

### ■産学連携商品 炭酸飲料『ソルティ・ラズベリー』

東日本大震災復興支援会社「株式会社かけあしの会」が共同開発した炭酸飲料『ソルティ・ラズベリー』。

ベリーベリープロジェクトの学生が育てたラズベリーの果汁（一部）と、かけあしの会による岩手県宮古市 三陸沖の塩を使った夏にぴったりの飲料に仕上がっています。

1本250円／2016年6月15日より本学の大学生協及びかけあしの会（岩手県宮古市）にて販売。

地域の企業・団体と連携し、商品開発を行い、また、開発した商品を地域のイベント等を通して提供することで地域活性を目指しています。

これまで、四條畷市や門真市等、大学近隣地域のイベントにて、ラズベリーシロップを使ったかき氷やワッフル、クッキー等を提供し、多くの方々にご好評をいただきました。



# 演習課題

【問題】知的財産政策の現状と課題について、「秘密情報管理」及び「安全保障」の観点から論じなさい。なお、関連する事例についても論及すること。

## ※参考文献

G.Hardin “The Tragedy of the Commons” Science, vol.162, 1968, p.1243-1248

M.Heller and R.Eisenberg “Can Patent Deter Innovation? The Anticommons in Biomedical Research” Science, vol.280, 1998, p.698-701

# 参考文献

<第9回> 「地域政策と知的財産権」 (6月5日 (金) 3限)

- ・ 経済産業省「産業クラスター政策」

[http://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/tiikiinnovation/industrial\\_cluster.html](http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/tiikiinnovation/industrial_cluster.html)

- ・ 文部科学省「知的クラスター政策」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/chiiki/cluster/1403094.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/cluster/1403094.htm)

- ・ 特許庁「地域団体商標制度ガイドブック」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html>

- ・ 農林水産省「地理的表示保護制度 (GI マーク)」

<https://www.maff.go.jp/j/heyasodan/1902/01.html>

- ・ 農林水産省「品種登録制度」など

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>

- ・ 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」(2020年2月)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/1413730\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1413730_00005.htm)

- ・ マイケル・ポーター (竹内弘高・訳) 「競争戦略論Ⅱ」 ダイヤモンド社 (1999年)